



<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>首都直下型地震等の大規模地震が発生した場合には、コンビナート等が立地する港湾において、民間事業者が管理する航路沿いの護岸等が液状化等により損壊し、緊急物資等を輸送する船舶の航行が困難となる等、航路機能が麻痺することが懸念される。</p> <p>このため、民間事業者が管理する特定技術基準対象施設の耐震改修を行った場合の特例措置を創設することで、航路沿いの民有施設の耐震化を促進。災害時も航路機能を維持し、緊急輸送に迅速に対応するとともに、サプライチェーンの早期復旧を可能にすることで、大規模地震による我が国経済や産業活動、市民生活への被害を最小限に留める。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>東日本大震災では、民間事業者が管理する護岸や岸壁等の港湾施設が地震や津波により損壊し、航路内に土砂が流出したこと等により、当該航路を航行する一般の船舶の交通にも支障を及ぼした。</p> <p>コンビナートが多数立地する臨海部においては、古くから民間事業者による埋め立てや工業開発が進められてきたことから、例えば東京湾では水際線の約4割を民間事業者が所有・管理している。首都直下型地震や南海トラフの巨大地震等が発生した場合、こうした民有護岸が液状化等により被災し、土砂や危険物の流出、火災の発生等により港湾機能が長期に亘り麻痺するのみならず、周辺の市街地にも二次災害が及ぶことが懸念される。特に、三大湾の港湾は、我が国のコンテナ取扱量及びLNG輸入量の8割、原油輸入量の5割を扱う等、我が国の物流、産業、エネルギー供給の中枢を担っていることから、サプライチェーンやエネルギーチェーンが長期に亘り麻痺する事態が発生した場合、我が国全体の経済活動にも影響を及ぼすおそれが高い。</p> <p>これら民有港湾施設については、施設の建設・改良時には「港湾の施設の技術上の基準」（以下、技術基準という。）への適合性を国土交通大臣や港湾管理者が確認しているものの、既存施設の維持管理状況については報告徴収や立入検査を行う権限を港湾管理者も有していないことから、必ずしも十分に把握できていなかった。このため先の通常国会において港湾法を改正し、技術基準対象施設であつて外郭施設その他の非常災害により損壊した場合において船舶の交通に支障を及ぼすおそれのあるものを「特定技術基準対象施設」として規定し、そのうち民間事業者が管理する港湾施設については、港湾管理者が維持管理状況について報告を求めると共に、立入検査を行い、必要に応じて勧告・命令できる制度を創設したところであり、今後、改正港湾法に基づき民有護岸等の維持管理状況の改善勧告等を行っていくことにしている（港湾法第56条の2の21、同法第56条の5）。</p> <p>一方、阪神・淡路大震災以前に整備された特定技術基準対象施設は、耐震性が不足している。これらの港湾施設の耐震化には多額の費用を要することから、支援措置無くしては、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修の取組が促進されない状況にある。</p> <p>従って、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修を促進するため、本特例措置の新設が必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>
<p>ページ</p>	<p>40—2</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標19 海上物流機能の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する
	政策の達成目標	特定技術基準対象施設の中で、大規模地震発生時に航路機能を確保する必要性が高い、耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等のうち特に耐震性が不足する施設について耐震化を促進。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	優先的に耐震性を高める必要がある施設のうち、特に耐震性が大幅に不足していると想定される施設について、5年間で耐震性の確認を完了することを目指す。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	大規模地震に備えた民有護岸等の耐震改修については、多額の資金が必要となることから、設備投資が促進されていない状況である。本特例措置により、港湾施設の耐震改修に係る費用負担が軽減されることから、民間事業者による港湾施設の耐震改修が促進されると見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	特定技術基準対象施設を管理する民間事業者に対する無利子貸付制度（平成26年度要求額：200百万円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	民間事業者に対する上記支援制度は、民間事業者に対して資金を供給することで、民間事業者による耐震改修の資金供給の呼び水となり、事業の成立性を高めている。 一方、本要望による税制特例は、事業着手の際の当初の資金繰りを改善するとともに、金利コストを削減するものであり、事業実施のインセンティブとなるものである。 これらの支援措置は、一体となって特定技術基準対象施設の耐震改修の促進に大きな役割を果たすものと見込まれる。
	要望の措置の妥当性	民間事業者による設備投資を促進するためには、対象者を特定しない税制措置による支援が効果的であり、政策目的を実現するために有効な手段であることから妥当性を有する。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—